



2025年11月12日

各位

会社名 **スター精密株式会社**
代表者名 代表取締役 社長執行役員 佐藤 衛
コード番号 7718 東証プライム
問い合わせ先 取締役 常務執行役員 コーポレート本部長
佐藤 誠悟
TEL. 054-263-1111

譲渡制限付株式報酬制度の廃止および自己株式の無償取得に関するお知らせ

当社は、本日別途公表いたしました「ソルスティシア株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「当社意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、ソルスティシア株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）および新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が開始されることに伴い、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、譲渡制限付株式報酬制度の廃止および自己株式の無償取得を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 譲渡制限付株式報酬制度の廃止

当社は、2021年2月21日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）および当社の取締役を兼務しない執行役員（対象取締役と合わせて、以下「対象取締役等」と総称します。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象に譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下「本譲渡制限付株式報酬制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年3月25日開催の第96期定時株主総会において、本譲渡制限付株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額8千万円以内とすること、対象取締役等に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は年間200,000株以内とすることならびに譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間とすること等につきご承認をいただき、また、2025年3月27日開催の第100期定時株主総会において、これまでの譲渡制限付株式の付与状況や株式希薄化への影響等を考慮して、本譲渡制限付株式報酬制度に基づき付与する譲渡制限付株式の上限額および上限株式数を改定し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額3千5百万円以内、これにより割り当てる譲渡制限付株式の総数を年間20,000株以下とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、当社は、本譲渡制限付株式報酬制度に基づき、本譲渡制限付株式を割り当てるにあたり、対象取締役等との間で締結する本譲渡制限付株式に係る割当契約書（以下「本譲渡制限付き株式割当契約書」といいます。）において、譲渡制限期間中に、当社が本譲渡制限付株式の全部について無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合、当社は、本譲渡制限付株式の割当者に対して本譲渡制限付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとされています。

今般、当社意見表明プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様ならびに本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）のうち、第13回乃至第17回通常型新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、他方、株式報酬型新株予約権および第18回通常型新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付けおよびその後の一連の手続きにより当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。詳細については、当社意見表明プレスリリースをご参照ください。

その前提による限り、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けおよびその後の一連の手続きにより当社株式が上場

廃止となる予定であることから、当社は、本公開買付けが成立することを条件として、本譲渡制限付株式報酬制度を廃止することといたしました。

2. 自己株式の無償取得

当社は、本譲渡制限付株式報酬制の廃止を踏まえ、譲渡制限付株式を保有している対象取締役等との本譲渡制限付株式割当契約書に従い、本公開買付けが成立することを条件に、本公開買付けに係る決済の開始日以降の任意の時点をもって、当該時点で対象取締役等が保有する譲渡制限付株式の全部を当社が無償で取得することといたしました。

以上